改 正 紫	野
(特定無線設備等)	(特定無線設備等)
第二条 法 <u>第三十八条の二の二第一項</u> の特定無線設備は、次のとお	第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりと
とかる。	₽10°
一 ~ 十 6 1 6 1 (盤)	~十 6 6 (匠力)
十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備	
十一の三~十一の六の三 (器)	十一の三~十一の六の三 (同士)
十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチッ	
<u> 10000</u>	
十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒	
-・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのも	
<u>©</u>	
<u>+ 6 + 6 ii (器)</u>	十16九~十16十6川 (匠土)
十一の十の四、設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチッ	
<u>1000</u>	
十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に	

るための無線設備 においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用す 十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項

るための無線設備 においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用す 十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項

十一〇二十一~月十二 (器)

り砂のもの 地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミ項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五

<u>リ秒のもの</u> 地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミ項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六

H十川・H十回 (路)

地局に使用するための無線設備項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基面とび第七項においてその無線設備の条件が定められている基五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五

地局に使用するための無線設備項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基面上四の三 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六

+ 1 6 + 1 ~ + 1 6 1 1 + (匝 土)

十 | 6 | 1 + 1 ~ | 日 + 1 | (回 土)

H十川・H十回 (匠土)

田十日~ < 十二 (容)

23 (器)

(登録の申請)

、懐式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。第三条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けようとする者は

のとする。に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するも2 法第三十八条の二の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施

| ~ 回 (盤)

とおりとする。 3 法<u>第三十八条の二の二第三項</u>の総務省令で定める書類は、次の

」~< (器)

(登録証明機関の登録の更新)

らない。 満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければな録証明機関」という。)の登録の更新の申請は、登録の有効期間第四条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けた者(以下「登

23 (器)

(技術基準適合証明の審査等)

継六条 (器)

ひ・の (魯)

るときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとす

用十H~长十二 (匠土)

2 (區刊)

(登録の申請)

式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。第三条 法第三十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、様

する。する計画を記載した書類には、汝に掲げる事項を記載するものとする計画を記載した書類には、汝に掲げる事項を記載するものとと、法第三十八条の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関

」~□ (匝山)

りとする。 3 法第三十八条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとお

| ~< (區刊)

(登録証明機関の登録の更新)

い。 前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならな明機関」という。)の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了第四条 法第三十八条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録証

8 (교긔)

(技術基準適合証明の審査等)

第六条 (同上)

ひ・の (恒山)

るときは、次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとす

大臣に提出しなければならない。

(盤) 汁~ (

の届出書を総務大臣に提出しなければならない。 出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号は、技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の大第三項の届

| ~|1| (盤)

- 明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証の対策基準適合証明を受けた者が法第三十八条の大第三項の規定
- 者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた了、法第三十八条の大第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(

∞ (盎)

■を総務大臣に報告しなければならない。 という。)に適合していないことを知ったときは、直ちに、そのた特定無線設備が法第三章に定める技術基準(以下「技術基準」の 技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受け

(公示)

無十六殊 (器)

2 法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その

を総務大臣に提出しなければならない。

|~代 (區刊)

- | の氏名又は名称に限る。) について行うものとする。 | 項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者|| 5 法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同
- ればならない。 げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなけ項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四

 Ø 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準

| ~|1| (區刊)

- ものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。
 -- 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼす
- ∞ (፲፰੫)

(公示)

雅十六条 (回山)

2 法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その

他の適切な方法によって行う。

(工事設計認証の審査等)

ひ・の (器)

ればならない。 げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなける法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用す

| 〜 代 (盤)

ならない。 事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければ第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる業者」という。)は、法第三十八条の二十九において準用する法 ⑤ 法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者(以下「認証取扱

| 〜||| (盤)

他の適切な方法によって行う。

(工事設計認証のための審査等)

第十七条 (同上)

ひ・の (匝山)

しなければならない。 号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出 る法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の存 は 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用す

1~六 (匝山)

- 。) について行うものとする。 事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る 大第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の
- | いを終了しているときは、この限りでない。| 日に提出しなければならない。| ただし、当該特定無線設備の取扱|| 滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大|| 第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、選|| て検査を最後に行った日から起算して十年を経過するまでの間、業者」という。) は、| 認証工事設計に基づく特定無線設備につい。 法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者(以下「認証取扱

1~111 (匠山)

る。) について行うものとする。 る事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限大第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げて法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の

∞ (器)

- へ。ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならなに基づく適合表示無線設備が対術基準に適合していないことを知り、登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計
- ればならない。 いことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなけ取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していなり 認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証

(公示)

な方法によって行う。 <u>十八条の六第四項</u>の公示は、インターネットの利用その他の適切第二十二条 法第三十八条の二十四第三項において準用する法<u>第三</u>

ひ (器)

(承認の申請)

無川十川(株 (器)

ものとする。 施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載する 二の二第三項の規定により統付する技術基準適合証明の業務の実 と 法第三十八条の三十一第四項において準用する法<u>第三十八条の</u> 内容を公示するものとする。 五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の了。 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第

∞ (匝刊)

の旨を総務大臣に報告しなければならない。 技術基準」という。) に適合していないことを知つたときは、そに基づく適合表示無線設備が<u>法第三章に定める技術基準(以下「</u>の 登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計

(公形)

な方法によって行う。 十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切第二十二条 法第三十八条の二十四第三項において準用する法<u>第三</u>

이 (區刊)

(承認の申請)

第二十三条 (同上)

とする。関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するもの三第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法<u>第三十八条の</u>

↑~□ (盤)

| ~十| (略) | 一の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。 | 法第三十八条の三十一第四項において準用する法<u>第三十八条の</u>

(技術基準適合証明の審査等)

継
1
十
は
は
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
<

ひ・8 (器)

ればならない。げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなける法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用す

(盤) 汁~ (

号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。 届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の 同 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、<u>法第三十</u>

| ~|1| (((と)

定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規例 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八

」~目 (匝山)

(技術基準適合証明のための審査等)

解二十 旧条 (同上)

2・8 (恒山)

しなければならない。 号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出る法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各4年記証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用す

1~六 (巨山)

- 限る。) について行うものとする。 事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に大第三項の公示は、前項各号に掲げる事項 (同項第一号に掲げる は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の
- ればならない。
 げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなけ項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四

 6
 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準

|~||| (區刊)

証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

に限る。)について行うものとする。 る事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称大第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げ 、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の

∞ (盤)

ばならない。
ことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなけれ基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していない
「承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当談技術

(公示)

無川十川然 (器)

よって行う。 | 大第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法に | 3 法第三十八条の三十一第四項において準用する法<u>第三十八条の</u>

(工事設計認証の審査等)

継川十川(器)

ひ・8 (容)

ればならない。 げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなける法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用す

(と)

□ 丁事設計認証に係る丁事設計と基づく特定無線設備の種別

内容を公示するものとする。 五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の了。 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第

∞ (匝겍)

(公長)

海川十二条 (叵山)

よって行う。 | 大第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法に2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の

(工事設計認証のための審査等)

翔川十川条 (叵山)

a・a (恒山)

- 臣に提出しなければならない。 、次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大る法第三十八条の六第二項<u>に規定する</u>報告をしようとするときは4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用す
 - (恒 山)
 - ご認証工事設計に基づく特定無線設備の種別

四~ (盤)

| ~||| (盤)

- 経過するまでの期間とする。 特定無線設備について検査を最後に行った日から起算して十年をより届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の規定に の
- る。) について行うものとする。 る事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限大第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げり 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の

∞ (魯)

<u>り</u> 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条

三 認証工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称

四~六 (同上)

- 。) について行うものとする。事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る大第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる」、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の
- でない。 し、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限り様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。<u>ただ頃に変更があつたときは、遅滞なく</u>、次に掲げる事項を記載した で十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第二号に掲げる事に基づく特定無線設備について検査を最後に行った日から起算し の 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、<u>認証工事設計</u>

|~||| (區刊)

ものである場合には、その変更の内容を公示するものとする。
- 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼす

∞ (匝刊)

を総務大臣に報告しなければならない。技術基準に適合していないことを知ったときは、直ちに、その旨より当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備がの三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定に

(公示)

第三十八条 (略)

よって行う。 大第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法に 2 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の

(衛温等)

第三十九条 (略)

ひ~~ (器)

総務大臣に提出しなければならない。するときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を」という。)は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようと、法第三十八条の三十三第三項の届出をした者(以下「届出業者

| 〜||| (盤)

の~ 2 (空)

して十年を経過するまでの期間とする。基づく特別特定無線設備について検査を最後に行った日から起算わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に、 法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行

(公形)

第三十八条 (同上)

よって行う。 | 大第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法にと、法第三十八条の三十一第六項において準用する法<u>第三十八条の</u>

(海温学)

第三十九条 (同上)

○~~ (同山)

| る。 | に係る届出にあっては、第二項第一号及び第二号に係る届出に限総務大臣に提出しなければならない。| ただし、同条第三項第五号するときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を」という。)は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようと、法第三十八条の三十三第三項の届出をした者(以下「届出業者

| ~||| (區刊)

の~3 (匝刊)

して十年を経過するまでの期間とする。<u>ただし、当該特別特定無</u>基づく特別特定無線設備について検査を最後に行った日から起算わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に出、法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行

(盤)

ならない。とを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければが表示を付した特別特定無線設備が技術基準に適合していないこ词 届出業者は、法第三十八条の三十五の規定により当該届出業者

条関係) 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五

うものとする。
 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行

(器) (2) (2)

② 特性試験

に適合するものであるかどうかについて審査を行う。申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準

って試験を行う。 等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器ア 汝の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に

									田		业	还無	無益	京談	種	6	種	別				
1					路)	() () () () () () () () () () () () () (略)	二第	二第	器)	二第	二第	略)	二第	二第	ΣЩ	二第	二第	, TXt	二第	二第	略)
摋	1	試験項目	111	測定器等)	朱)	然	<u></u>)	₩	然)	₩	<u></u>))	₩	₩) 晃	₩	≪)
ാ						<u> </u> 紙		一第	一第		一第	一第		一第	<u>一</u>		一第	一第		一第	一第	
						严		旭	画		通	通		画	严		· 酒	严		画	旭	

22 (司上) 線設備の製造又は輸入を終了しているときは、この限りでない。

条関係) 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五

| (區刊)

①・② (區刊)

(區山)

下 (恒山)

					田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	特定	無線設備	の種別		
上 禁 禁	弒難項目	111	巡 偿器辦	〜 単干 〜	(區刊	(區刊) (區刊	(區刊) (區刊	(国 丁

			備設線無の三の二の号一十第	設総無の国の六の8一十	備設線無の五の六の号一十第	備設総無の四の十の母二十第	設線無の五の十の号一十	11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		線無の二の号二十	設線無の三の号二十五		無の三の号四十	
	周波数	ペクトル分析器周波数計又はス	0	$\overline{\bigcirc}$	\bigcirc	C	0	(0	-	0	0	C	0	
	幅占有周波数带	よろなな ななな なななな なななな なななな ないない ないない ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないなな ないななな ないななな ないななな ないなななな ないなななな ないなななな ないななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないななななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないなななな ないななななな ないなななな ないなななな ないなななななななな	0	0	0	C		(0		0	0	_	0	
郑	射の強度 射又は不要発 スプリアス発	分垢器 又はスペクトル プリアス電力計 低周波発振器ス	0	0	0	C	0	(-	0	0	_	0	
置装信	空中線電力	ペクトル分析器 度測定器又はス 電力計、電界強	0	0	0	C	0	(0		0	0	(0	
	光	置比吸収率測定装													
	又は変調度は周波数偏位周波数偏移又	調度計線検波器又は変低周波発振器直													
	シス特性 プレエンファ	線検波器低周波発振器直													
	搬送波電力	ペクトル分析器低周波発振器ス													
	総合周波数特	低周波発振器電													

	周汝教	ペクトル分析器周波数計又はス				
	幅占有周波数带	人分析器 タ又はスペクト 生器バンドメー 及は嬢似信号発 擬似音声発生器				
送		分析器 又はスペクトルプリアス電力計 低周波発振器ス				
置装信贷	空中線電力	ペクトル分析器度測定器又はス億力計、電界強				
		置比吸収率測定装				
	又は変調度は周波数偏位周波数偏移又	調度計線検波器又は変低周波発振器直				
	シス特性プレエンファ	線検波器低周波発振器直				
	機送波電力	ペクトル分析器低周波発振器ス				
	総合周波数特	低周波発振器電				Ш

	輧	七 輩												
	音総合歪及び雑	音計 線検波器歪率雑低周波発振器直												
	り時間及び送	分析器 又はスペクトル オシロスコープ												
	漏えい電力又	分析器又はスペクトルフ測定用受信機低周波発振器電	0	0	0	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	
		分析器又はスペクトルフ測定用受信機低周波発振器電								\bigcirc	0	0	0	
	送信速度	シロスコープ低周波発振器才	0	0	\circ	0	\bigcirc							
	度る電波等の限副次的に発す	分析器又はスペクトル電界強度測定器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	感麼	率雑音計 レベル計又は歪 標準信号発生器												
三天	通過非域區	計周波数計レベル標準信号発生器												
置装信	減衰量	計周波数計レベル関波数計レベル標準信号発生器												
	レスポンススプリアス・	率雑音計レベル計又は歪け、 ル計又は 選準信号 発生器												
	選択度隣接チャネル	ロスコープベル計文は大シ準信号発生器とと発表を表出路と												

	型	九計				
	音総合歪及び雑	音計 線検波器歪率雑 低周波発振器直				
		分析器 又はスペクトル オシロスコープ				
	漏えい電力又	次法路 又はスペクトン 力測位用例とよう 使用效発振器機				
	14 11 1 1 1 1 1 1 1	分垢器 又はスペクトノ 力測位用例に残傷を 使周汝発振器體				
	法信速度	シロスコープ低周波発振器才				
		分析器又はスペクトル電界強度測定器				
	感更	率雑音計 レベル計又は定 標準信号発生器				
京人	通過帯域隔	計周波数計レベル標準信号発生器				
置装信	減衰量	計 周波数計レベル 標準信号発生器				
	7 スポンス	率雑音計レベル計又は歪標準信号発生器				
	選択度隣接チャネル	ロスコープベルトコープアルト計文は方式方子シ難信号発生器レ体開放発振器を				

感度抑圧効果	レベル計標準信号発生器									
相互変調特性	率雑音計レベル計又は歪標準信号発生器									
周波教変動局部発振器の	周波数計									
	線検波器 低周波発振器直									
音総合歪及び雑	歪率雑音計 標準信号発生器									

知し~8 (8)

使用する無線局の無線設備に限る。2 設備規則第九条の二第六項に規定するデータ伝送装置を

(2) (2) (2)

イ・ウ (略)

1 | • | 1 | ()

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 <u>第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の</u>無線局に 使用するための無線設備の工事設計書

感度抑圧効果	レベル計標準信号発生器				
相互変調特性	率雑音計 レベル計又は定 標準信号発生器				
周波教変動局部発振器の	周波数計				
	線検波器低周波発振器直				
	歪率雑音計 標準信号発生器				

烘 → ∞ (匝 土)

使用する無線局の無線設備に限る。
2.設備規則第九条の二第七項に規定するデータ伝送装置を

23・12 (區刊)

イ・ウ (同上)

1 | • | 1 | (| 匝 山)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局(PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び 5 GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11

号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若しく は第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線 通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接 続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通 信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯 無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周 波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯 無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交 周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信 等を行う無線局、同項第16号から第18号まで、第24号、第38号 、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若しく は第20号の2に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、P HSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若し くはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同 項第25号の4に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27 号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項 第19号の7、第19号の8、第41号若しくは第43号に規定する基 地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規 定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動 無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う 無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周 波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線 設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第55号に規定す る基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動 (図略)

注1 (略)

- 2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (1) · (2) (略)
- (3) 無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許容値が規定されている場合であつて、当該許容値が異なる1 又は2以上の空中線を使用するときは、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

(記載例) X7W 20W (17dBi)

3. 2W (25dBi)

 $3 \sim 7$ (略)

- 8 3の(2)の欄は、次によること。
- (1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)

無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う 無線局又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広帯 域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用 するための無線設備の工事設計書

(同左)

注1 (同左)

2 (同左)

- (1) (2) (同左)
- (3) 第2条第1項第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる 無線設備の空中線電力の許容値が異なる1又は2以上の空中 線を使用する場合にあつては、当該許容値ごとにその最大空 中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載す ること。

(記載例) X7W 20W (17dBi) 3.2W (25dBi)

 $3 \sim 7$ (同左)

- 8 (同左)
- (1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第20号、第20号の2、第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式

であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式 及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(2) (略)

 $9 \sim 12$ (略)

第二~第六 (略)

別表第三号 工事設計認証の審査 (第十七条及び第三十三条関係)

第十七条及び第三十三条の工事設計認証の審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

<u>一~三</u> (略)

様式第1号(第3条、第4条及び第23条関係)

登 録

登録更新 申請書

承 認

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名。記 名押印又は署名)

電話番号

及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(2) (同左)

9~12 (同左)

第二~第六 (同左)

別表第三号 工事設計認証のための審査 (第十七条及び第三十三条 関係)

第十七条及び第三十三条の工事設計認証のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一~三 (同上)

様式第1号(第3条、第4条及び第23条関係)

登 録

登録更新 申請書

承 認

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名。記 名押印又は署名)

電話番号

登録番号及び登録年月日(注1)

第38条の2の2第1項の登録

電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記 第38条の31第1項の承認 のとおり申請します。

記

 $1 \sim 5$ (略)

 $注 1 \sim 7$ (略)

様式第6号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(略)

第38条の6第3項

電波法 第38条の29において準用する同法第38条の6第3項

第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第3項 第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第3項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字

登録番号及び登録年月日(注1)

第38条の2第1項の登録

電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記 第38条の31第1項の承認 のとおり申請します。

詣

 $1 \sim 5$ (同左)

注1~7 (同左)

様式第6号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(同左)

第6条第6項

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

<u>第17条第6項</u> <u>第25条第6項</u>

第33条第6項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(同左)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(同左)

注1~3 (同左)

1 (同左)

は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV
第2条第1項第11号の2の3に掲げる無線設備	<u>DT</u>
(略)	(略)
第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備	ZV
第2条第1項第11号の6の4に掲げる無線設備	<u>E T</u>
第2条第1項第11号の6の5に掲げる無線設備	<u>F T</u>
(略)	(略)
第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備	BU
第2条第1項第11号の10の4に掲げる無線設備	GT
第2条第1項第11号の10の5に掲げる無線設備	<u>HT</u>
(略)	(略)
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	IU
第2条第1項第11号の20の2に掲げる無線設備	<u>I T</u>
第2条第1項第11号の20の3に掲げる無線設備	<u>J T</u>
(略)	(略)
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	JV
第2条第1項第52号の2に掲げる無線設備	KT
第2条第1項第52号の3に掲げる無線設備	LT
(略)	(略)

特定無線設備の種別	記号
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備	\underline{ZV}
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備	BU
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	<u>IU</u>
(同左)	(同左)
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	JV
(同左)	(同左)

第2条第1項第54号に掲げる無線設備	<u>LV</u>
第2条第1項第54号の2に掲げる無線設備	MT
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	<u>N T</u>
(略)	(略)

(同左)	第2条第1項第54号	号に掲げる無線設備	LV
			(同左)